

サン共同通信

初回特別号

初 vol.0
初回特別号



特集

サン共同税理士法人
2021年度総会
イベントレポート

コラム

【迷った時のQ&A付き】
“電子帳簿保存法の改正後に何がかわるのか”
徹底解説

 SAN kyodo

<https://san-kyodo-tax.jp/>

拠点一覧

青山	日本橋
板橋	五反田
北千住	八王子
横浜	西宮
沖縄	



2021年度 社員総会の活動ご報告

弊社では昨年12月10日に第6期、社員総会を行いました。

第一部は大手町三井カンファレンス(東京都・千代田区)にて出席したメンバーで集合写真から始まり、各9拠点ごとの報告を行いました。

昨年はコロナの影響で対面での集合は控えていましたが、今年は対面プラスオンラインでの実施となりました。各拠点ごとに在籍しているスタッフの紹介もあり、当社に合流して間もない組織は緊張している場面もありましたが、終始和やかな雰囲気での会となりました。

夜は、同じく大手町にあるレストランで忘年会を兼ねた懇親会を行いました。表彰もあり、会場は大盛り上がり!最後は西宮オフィスの拠点長が歌う曲を聞き、お開きとなりました。



ピックアップ1 発表セクション

代表挨拶

はじめに、代表朝倉からの一年の総括を行いました。弊社は拠点が増えていく中、採用にも力を入れる方針でTwitterなどSNSでの発信も行なっておりますのでその報告や、2022年3月ごろ六本木にオープン予定の飲食店についてや、不動産サービスについても話がありました。サン共同のオリジナルパーカーを作ることを発表した際には、スタッフからどよめきの声!拠点がどんどん増えていっているの、一致団結していきたいと考えています。



不動産&飲食店オープン!!

■サン共同アセットマネジメント株式会社
田中 彰一

前職も不動産業で勤務をしていましたが、この度サン共同に参画することになりました。みんなで楽しいことをやっていきたいという社風に共感し入社を決意しました。

■飲食店は六本木に3月頃開業予定。サン共同の福利厚生として、またお客様との交流の場にもする予定です。またこちらは改めて発表させていただきます、お楽しみに!

プロジェクト発表

その後は融資や研修、ITチームなど各プロジェクト報告を行いました。昨年は12個のプロジェクトがあり、拠点ごとの交流も兼ねて実施をしています。



懇親会 別会場にて懇親会も行いました。



職場貢献賞

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 守田さん(八王子) | 井坂さん(横浜) | 矢山さん(板橋) | 小林さん(板橋) | 田中さん(西宮) |
| 望月さん(横浜) | 小林さん(八王子) | 北川さん(西宮) | 相樂さん(板橋) | 黒川さん(青山) |
| 末本さん(青山) | 木下さん(北千住) | 江花さん(八王子) | 寺嶋さん(日本橋) | |
| 松下さん(西宮) | 山村さん(板橋) | 安川さん(青山) | 篠原さん(青山) | |

コスト削減賞

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 山城さん(横浜) | 篠原さん(青山) | 吉本さん(北千住) |
| 田中さん(西宮) | 佐々木さん(日本橋) | 豊崎さん(板橋) |
| 相樂さん(板橋) | 木村さん(八王子) | 畠山さん(沖縄) |
| 御手洗さん(横浜) | 矢山さん(板橋) | |
| 北川さん(西宮) | 山村さん(板橋) | |

アイデア賞

- | | |
|----------|-----------|
| 望月さん(横浜) | 水沼さん(西宮) |
| 高間さん(西宮) | 守田さん(八王子) |
| 山城さん(横浜) | 小林さん(板橋) |
| 篠原さん(青山) | 大森さん(北千住) |
| 矢山さん(板橋) | |



COLUMN

確定申告について
～知らないと損するのが税金の世界です～

このコラムを監修した税理士:新井 泰



確定申告について

毎年、1月から3月になると「確定申告しましょう」というアナウンスが多くなり「私は確定申告が必要なのか?」と心配になると思います。

納税は憲法にも定められている国民の義務なので、確定申告すべき人がしていないとやはりペナルティもありますし、確定申告することで税務署から税金を返してもらえる人もいます。つまり、確定申告しないと損することになります。

この記事では確定申告のよくある疑問や、節税のポイントについてもご紹介します。

確定申告とは何?

確定申告とは、1年間のかせぎ(所得)を計算し、翌年の3月15日までに申告・納税する手続きをいいます。確定申告すると市区役所にその情報がまわり住民税が計算されます。

会社員の場合には会社からの給与支給時に所得税が差し引かれ(源泉され)さらに年末調整により、所得税の過不足額が精算されますので確定申告は必要ありません。

収入を得ている人が、正しく税金を納付するために稼いだお金(所得)を「確定」して「申告」する制度が確定申告なのです。

確定申告をすべき人はだれ?

確定申告が必要なのは、一般的には個人事業主・不動産収入がある方など以下の方ですが、サラリーマンでも、医療費控除などがあり還付を受ける場合には確定申告をする必要があります。



確定申告した方がよい人？

確定申告する義務はないけれど確定申告した方がよい人もいます。

確定申告することでメリットがある人、簡単に言うと税額が少なくなる人、還付を受けられる人です。

以下の場合には確定申告した方がメリットがあります。

- ✓ 報酬を受け取るときに源泉されている人 (所得金額によります)
- ✓ 住宅ローン控除を受ける人 (特に住宅を購入した初年度)
- ✓ 医療費控除を受ける人
- ✓ 二箇所以上からの給与収入があった人 (一般的には、源泉所得税を多く徴収されています)
- ✓ ふるさと納税など寄付をした人

確定申告しないとどうなるか？

◆推計課税という不利な方法で税額が計算されてしまう

◆過去に遡って徴収されてしまう

例えば1年間の所得税が30万円とした場合に、30万円なら払っても、遡って5年分払うことになると30万円×5年間=150万円を払う事になり資金繰りを圧迫してしまう

◆住民税や健康保険料も遡って後から請求されてしまう

◆消費税が課税事業者である場合、帳簿がないことで仕入税額控除がとれなくなり、納付額が多くなってしまいます

◆無申告加算税や延滞税がかかり高額な罰則金・利息がついてしまう

◆公的には所得がないことになっているので、住宅を購入する場合の融資や家を借りようとしたときの審査に通らない



青色申告とは何？



よく言葉は耳にしますが、青色申告とは何なのでしょう。

何も税務署に届出をせずに申告すると白色申告ですが、「私は青色申告にします」と届出することで青色申告で確定申告することができます。

届出期限は開業後2ヶ月以内又はその年の3月15日です

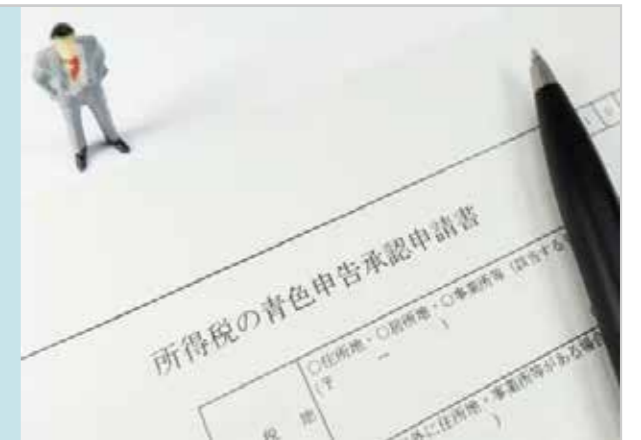
「青色申告」にすると主に以下のメリットがあります

✓ 青色申告特別控除

10万円または65万円の費用が別途たてられます。所得税率10%の人の場合には住民税とあわせて約13万円の節税になります。

✓ 損失の繰越

今年が赤字となってしまった場合に、翌年以降3年間の黒字と相殺できます。



年途中で退職した人

年途中で退職した人は確定申告することで税務署から還付されることが普通です。

給与から引かれる源泉所得税は、例えば給与20万円の場合には年収240万円(20万円×12ヶ月)と想定され概算で計算され源泉されてますので、半年で退職し、その後収入がない場合には年収240万円に満たなくなるので払いすぎなのです。

12月まで終わったところで計算し直して確定申告することで多かった分を還付(返してもらえる)になります。

つまり、年途中で退職した人は確定申告しないと損することになるのです。